

点検評価部会にて検証すべき2012年度の年度目標

資料No.5-1

| 年度目標項目 | 2011年度の年度目標 | 2011年度実績 | 2012年度の年度目標 | データの出所 |
|----------------------------------|--|---|--|--------------------|
| 就職率(※1) | 27%以上 | 27.1% | 28%以上 | 職業安定業務統計 |
| 雇用保険受給者の早期再就職割合(※2) | 24%以上 | 25.8% | 26.5%以上 | 職業安定業務統計 |
| 求人充足率(※3) | 27%以上 | 27.0% | 26%以上 | 職業安定業務統計 |
| ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数 | 240,000人以上 | 250,362人 | 240,000人以上 | 職業安定業務統計 |
| 学卒ジョブサポーターによる支援(※4) | 正社員就職者数104,000人以上 開拓求人数110,000人以上 | 正社員就職者数163,133人 開拓求人数176,354人 | 正社員就職者数合計124,000人以上 〔正社員就職者数大卒等80,000人を自安〕 〔正社員就職者数高卒等44,000人を自安〕 開拓求人数129,000人以上 | 新規学卒者等に対する就職支援業務報告 |
| 新卒応援ハローワーク | 利用者数(出張相談等含む) のべ339,000人以上 正社員就職者数53,000人以上 | 利用者数(出張相談等含む) のべ580,414人 正社員就職者数74,882人 | 利用者数(出張相談等含む) のべ545,000人以上 正社員就職者数61,000人以上 | 新規学卒者等に対する就職支援業務報告 |
| 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合(※5) | 2012年の高年齢者雇用状況報告において50%以上、かつ、2011年の高年齢者雇用状況報告よりも1.6%ポイント以上 | 2012年の高年齢者雇用状況報告(6月1日)において判断する。 | 2013年の高年齢者雇用状況報告において50%以上、かつ、2012年の高年齢者雇用状況報告よりも1.7%ポイント以上 | 高年齢者雇用状況報告 |
| 「70歳まで働ける企業」の割合(※6) | 2012年の高年齢者雇用状況報告において20%以上、かつ、2011年の高年齢者雇用状況報告よりも0.8%ポイント以上 | 2012年の高年齢者雇用状況報告(6月1日)において判断する。 | 2013年の高年齢者雇用状況報告において20%以上、かつ、2012年の高年齢者雇用状況報告よりも0.8%ポイント以上 | 高年齢者雇用状況報告 |
| 中高年齢者試行雇用事業(※7) | 開始者数4,200人以上 常用雇用移行率77%以上 | 開始者数5,306人 常用雇用移行率77.5% | 開始者数4,818人以上 常用雇用移行率77%以上 | 中高年齢者トライアル雇用実施状況報告 |
| 正社員求人件数 | 対前年度比 6%増(3,146,137人)以上 | 3,419,831人 | 対前年度比 8%増(3,693,417人)以上 | 職業安定業務統計 |
| 就職支援プログラム事業 | 開始件数119,000件以上 就職率73%以上 | 開始件数152,700件 就職率75.7% | 開始件数148,000件以上 就職率75%以上 | 就職支援プログラム事業業務報告 |
| マザーズハローワーク事業 | 重点支援対象者数48,000人以上 就職率85%以上 | 重点支援対象者数53,645人 就職率89.2% | 重点支援対象者数52,000人以上 就職率86%以上 | マザーズハローワーク事業業務報告 |
| 求職者支援制度による職業訓練の就職率(※8) | 基礎コース60%以上 実践コース70%以上 | 基礎コース69.7% 実践コース71.8% | 基礎コース60%以上 実践コース70%以上 | 求職者支援訓練に係る実施状況報告 |

※1 就職件数／新規求職者数(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。)

※2 雇用保険受給者の早期再就職割合

早期再就職者数(注)／受給資格決定件数

(注) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)。

※3 充足数／新規求人件数(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。)

※4 開拓求人件数の2011年度実績は、2011年4月～8月までは岩手局・宮城局・福島局が含まれていない数値である。

※5 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合

65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業／高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業(現在国会に提出している高年齢者雇用安定法改正法案の審議の状況等を踏まえ、今後見直しを行う可能性がある。)

※6 「70歳まで働ける企業」の割合

70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業／高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業

※7 中高年齢者試行雇用事業の常用雇用移行率の「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であるもの(ただし、60歳以上の高年齢者の1週間の所定労働時間についてはこの限りではない。)を指す。

※8 求職者支援制度による職業訓練の就職率

2011年度実績は、2011年10月以降に開講し、2012年1月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績である。

就職率については、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

$$\begin{aligned} \text{・基礎コースの就職率} &= \text{就職者数} \div (\text{修了者数} - \text{次訓練受講中・次訓練受講決定者数}) \\ \text{・実践コースの就職率} &= \text{就職者数} \div \text{修了者数} \end{aligned}$$